

事務連絡  
令和2年4月28日

各県立学校長 殿

高校教育課長  
特別支援教育課長

令和2年4月24日付け通知における「準備期間を含め一定期間」の考え方  
について

このことについて、令和2年4月24日付け高第1270号教育長通知「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等に係る今後の対応について」により、県立学校について、連休中を含め、各学校において、いずれの状況にも対応できるよう準備をお願いしているところです。

仮に、緊急事態宣言が解除された場合においても、児童生徒の安全・安心を第一に、学校の教育活動の再開については、一定の休業期間を設けるなど、別途判断する必要があるとしていたところですが、本日開催されました教育委員会会議において、別添写し「国における緊急事態宣言に伴う臨時休業に係る直近の県教育委員会の対応について」のとおり報告しましたので、お知らせします。

併せて、その場合において、5月11日以降の対応については、児童生徒の安全・安心を第一に考え、別途慎重に検討し、対応していきます。

問合せ先

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話 (045)210-8260 (直通)

特別支援教育課

教育指導グループ 荒井、山田

電話 (045)210-8276 (直通)

## 国における緊急事態宣言に伴う臨時休業に係る直近の県教育委員会の対応について

現時点では緊急事態宣言が5月6日を超えて延長されるのか、解除されるのかは明らかになっておらず、県教育委員会としての対応の決定が5月の連休中になる可能性もあることから、4月24日に、「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等に係る今後の対応について」を県立学校に通知した。併せて、市町村教育委員会へ県立学校への通知を周知するとともに、県教育委員会と連携した対応を依頼した。

### 《通知の趣旨》

- 国の緊急事態宣言が延長された場合には、県立学校の臨時休業期間を延長すること。
- 緊急事態宣言が解除された場合であっても、その時点の県内の感染状況を踏まえ、県教育委員会として児童生徒の安全・安心を第一に、学校の教育活動の再開については別途判断する必要があること、具体的には、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校、時差通学・短縮授業などの段階的な再開とすることなど、様々な事態を想定し検討を進めていること。
- いずれの状況にも対応できるよう、次の点を踏まえて準備すること
  - ・5月の連休中における、県教育委員会と学校及び学校と教職員、児童生徒、保護者の連絡体制を再確認し、連絡方法・手段について徹底すること。
  - ・県教育委員会と十分な連携を図りながら、学校の臨時休業の継続、段階的な再開等に向けた必要な準備を行うこと。特に臨時休業期間が延長された場合の学習保障について、令和2年4月21日付け高校教育課長通知に基づき準備を進めること。
- ◆このうち、「準備期間を含め一定期間」の考え方について、市町村教育委員会から問い合わせが複数あった。

このことについての県教育委員会としての考え方は、次のとおりである。

- 現時点において検討を進めている中では、仮に緊急事態宣言が解除され、県立学校の教育活動を再開することとなった場合、そのための準備期間としては、少なくとも、5月7日及び8日については、臨時休業とすることを想定している。

※ 本日付けで、県立学校及び市町村教育委員会に、この考え方を連絡します。

(別紙 4月24日付け通知)